生活保護のしおり

1.生活保護とは

私たちの一生の間には、病気や高齢で仕事ができなくなったり、生計の中心者が亡くなったり事故にあったりするなど、いろいろな事情で生活が苦しくなってどうにもならなくなることがあります。

日本国憲法第25条にはすべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念が定められています。生活保護は、この理念に基づき、生活に困っている人に最低限度の生活を保障するとともに、その人が自分の力で生活していけるよう支援することを目的とした制度です。したがって、保護を受ける人は、自分の生活のためにあらゆる努力をすることが必要です。

2.生活保護を受ける前には

生活保護を受ける前には、次のような努力をしてください。

それでもなお最低限度の生活が維持できない場合に、生活保護法による援助が受けられることになっています。

①働ける人は、自分の能力に応じて働いてください。

②保有している資産は、活用したり処分したりして、生活費にあててください。

（有価証券・生命保険・貴金属・自動車などは、原則として保有を認められない資産です）

③親や子ども、兄弟姉妹らとよく話し合い、できるかぎりの援助を受ける努力をしてください。

④年金や手当、保険など、他の法律や制度で受けられる援助がある場合は、それを先に受けてください。

3.生活保護の種類は

生活保護にはつぎの８つの種類（扶助といいます）があり、その世帯の状況に応じて受けられることになっています。

①生活扶助　食料費・衣料費・光熱水費など、日常生活に必要な費用

②住宅扶助　家賃・地代・家屋の修理などの費用

③教育扶助　義務教育に必要な学用品・給食費などの費用

④介護扶助　介護保険によるサービスを受けるために必要な費用

⑤医療扶助　病気やけがの治療に必要な費用

⑥出産扶助　出産に必要な費用

⑦生業扶助　小規模の事業を営む費用

技能を身につけるための費用

高校就学に必要な費用

就職するために直接必要な費用

⑧葬祭扶助　葬祭に必要な費用

4.生活保護のしくみ

生活保護では、世帯全員の収入と国が定めた月ごとの最低生活費を比べたうえで、その不足分を保護費として支給することになります。

◎最低生活費は、家族数や年齢などをもとにして、国が定めたものです。

◎収入とは、その世帯の勤労収入や年金、手当、仕送り、臨時収入などを合計したものです。

◎働いて得た収入からは、基礎控除や必要経費などの控除が認められています。（速やかに収入の申告を行ったものに限ります。）

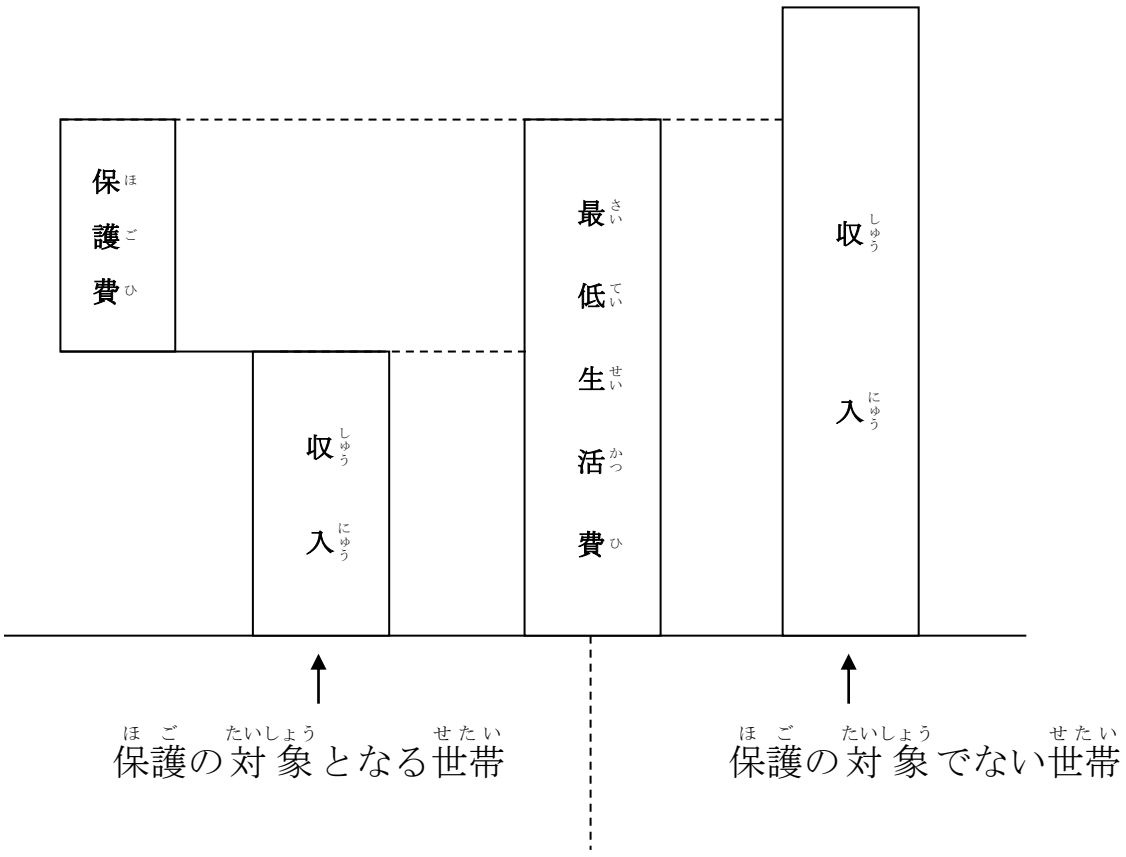

5.生活保護を申請されたら

①同意書を提出してもらったうえで　資産調査をします。

②戸籍調査のうえ　扶養義務者に援助の有無の調査表を送付します。

③病気の方は　病院にいって検診をうけてもらいます。

④以上の調査のため保護の要否の決定には、14日程度かかります。

⑤保護の要否がでるまでに病院にいかれる方は 担当ケースワーカーに相談して下さい。

⑥要保護者向け不動産担保型生活資金を利用可能な場合は、優先して制度の利用をお願いします。(当該貸付金の利用を拒む場合は、保護の受給用件を満たさないものと解し、保護の廃止または申請却下もありえます。)

6.生活保護を受けているときに守っていただくこと

①家族のなかで働ける人はその能力に応じて働き、少しでも収入を増やすように努力してください。

②かけごとや飲酒を控えるなど、生活費のムダをなくし、生活の維持・向上に努めてください。

③病気の人は医師の意見に従って、早く元気な体になるよう療養してください。

④必要な訪問・調査は拒否しないでください。

⑤自動車の保有および他人名義の自動車の使用は、原則として認められません。

⑥次のことについてはすみやかに、必ず届け出てください。

(届出の義務)

(1) 収入および収入額の変更は、すべて申告の義務があります。

◎給料や内職収入など(給料明細書など)

◎年金や恩給、諸手当、雇用保険などの収入(支払通知など)

◎仕送り

◎賞与や保険金、慰謝料などの臨時収入

◎上記の収入額に変更があったとき

(2) 生活状況が変わったときは、速やかに連絡してください。

◎就職や退職、内職の変更など

◎世帯員の転出や転入、妊娠、結婚、死亡など

◎進学や卒業、中退などされるとき

◎交通事故などにあわれたとき

◎長期間留守にされるとき

◎家賃や地代が変わったとき

◎転居しなければならなくなったとき

◎その他生活状況が変わったとき

⑦収入の有無に関わらず　収入申告書を定期的に提出してください。

⑧福祉事務所の指導や指示には必ず従ってください。従われない場合

は、保護を続けることができなくなることがあります

7.病気になったり介護が必要になったときは

①病気で受診するときや介護保険による介護サービスを利用されるときは、事前に福祉事務所に来所し申請してください。救急等、緊急を要するときは、先に受診されてもかまいませんが、後日に速やかに来所して手続きを行ってください。

②同じ病気で2つ以上の病院にかかることがないようにしてください。

③入院、退院をされたときは連絡してください。

④医師の指導に従って治療に努め、自分勝手に治療を中断したり、転院したりしないでください。

8.地区担当員(ケースワーカー)とは

地区担当員は、正しい保護を行うため、定期的および必要に応じて家庭訪問をします。また、保護を受けている世帯の生活の維持・向上をはかるため必要な質問や助言を行いますので協力してください。

地区担当員は皆さんのよき相談相手でもありますので、困ったことや、わからないことがあれば遠慮なく相談してください。

9.民生委員とは

福祉事務所と協力関係にある民生委員は、それぞれの地区の困っている人たちなどの相談に応じ、福祉事務所への橋渡しの役割をしてもらっています。

皆さんの身近な相談相手ですので、気軽に相談してください。

10.保護費の支給は

①保護費は原則として毎月1日（休日・祝祭日・土曜日のときは、その前日）にお支払いします。

②保護費として受け取ったお金は、税金がかかったり差押えられたりすることはありません。

③決定した保護の内容に納得できないときは、この決定があったことを知った日の翌日から、3か月以内に福岡県知事に対し、審査請求をすることができます。

11.保護費を返してもらうこともあります

①資産がありながら保護を受けた場合

さし迫った事情のため資産があるにもかかわらず保護を受けたとき、年金・手当などを受けられなかった人が遡ってそれらを受給したとき、交通事故の賠償金を受け取ったときなどは、原則として、その収入の範囲内で保護費を返還していただくことになります。

②不正に保護を受けた場合

収入があるのに申告しなかったり、ウソの申告をして不正に保護を受けたりしたときは、不正に受けた保護費全部を返還していただきます。

また、このときには懲役または罰金に処せられることがあります。

12. 減免をうけられるもの

生活保護を受け、手続きを行った場合、次の料金や税金が免除または減額されます。

① 国民年金保険料

② 市・県民税、固定資産税

③ ＮＨＫ放送受信料

④ 下水道使用料

⑤ 保育料

最後に

福祉事務所へ来所されるときは、必ず保護手帳と登録印鑑を持参下さい。

《問い合わせ先》　〒824-8601

福岡県行橋市中央一丁目1番１号

行橋市福祉事務所　生活支援課

電話　0930-25-1111（代表）